

公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター役員等名簿

～令和5年6月30現在～

名誉会長・顧問

(敬称略・順不同)

	役職名	氏名	現役職	備考
①	名誉会長	中村 時 広	愛媛県知事	
1	顧 問	高山 康 人	愛媛県議会議長	
2	顧 問	武智 邦 典	愛媛県市長会会長	
3	顧 問	河野 忠 康	愛媛県町村会会長	
4	顧 問	山口 敬 之	松山地方検察庁検事正	
5	顧 問	高橋 直 子	愛媛弁護士会会長	
6	顧 問	村 上 博	愛媛県医師会会長	
7	顧 問	橋本 成 人	愛媛県歯科医師会会長	
8	顧 問	野本 政 孝	愛媛経済同友会代表幹事	
9	顧 問	田中 和 彦	愛媛県経営者協会会長	
10	顧 問	森本 敦 司	愛媛県警察本部長	

理事・監事

(敬称略・順不同)

	役職名	氏名	現役職	備考
1	理事長	高橋 祐 二	愛媛県商工会議所連合会会長	
2	副理事長	村上 友 則	愛媛県商工会連合会会長	
3	副理事長	西岡 義 則	愛媛県建設産業団体連合会会長	
4	理 事	池田 貴 子	愛媛県県民環境部長	
5	理 事	馬越 史 朗	愛媛県中小企業団体中央会専務理事	
6	理 事	後藤 潤 一	愛媛県銀行協会常務理事	
7	理 事	田窪 計 一	愛媛県信用金庫協会(愛媛信用金庫営業統括部長)	
8	理 事	西本 満 俊	愛媛県農業協同組合中央会会長	
9	理 事	平井 義 則	愛媛県漁業協同組合代表理事組合長	
10	理 事	西原 隆 二	愛媛県企業防衛対策協議会代表幹事	
11	理 事	日野 尚 紀	愛媛県公益事業警察連絡協議会会長	
12	理 事	永井 卓 也	愛媛弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長	
13	理 事	中西 康 太	愛媛県生保警察連絡協議会会長	
14	理 事	高市 和 佳	愛媛県宅地建物取引業協会専務理事	
15	理 事	上 谷 進	不動産業等暴力対策協議会会長	
16	理 事	川井 義 廣	愛媛県遊技業協同組合理事長	
17	理 事	松田 卓 恵	愛媛自動車販売協会暴力追放対策協議会会長	
18	理 事	立花 真 紀	愛媛県暴力追放推進センター専務理事	
①	監 事	秋 葉 見	日本公認会計士協会愛媛県部会幹事	
②	監 事	東野 政 隆	愛媛県信用保証協会専務理事	

評議員

(敬称略・順不同)

	役職名	氏名	現役職	備考
1	評議員会会長	廣 川 純	愛証会会長	
2	評 議 員	板倉 友 弘	愛媛県トラック協会専務理事	
3	評 議 員	河野 和 重	愛媛県少年警察ボランティア協会会長	
4	評 議 員	野間 逸 元	愛媛県少年補導委員連絡協議会会長	
5	評 議 員	黒飛 雅 明	愛媛県共済団体暴力団等対策協議会事務局長	
6	評 議 員	真鍋 順 信	愛媛県防犯協会連合会専務理事	
7	評 議 員	渡部 知 彦	愛媛県警友会連合会会長	
8	評 議 員	田中 克 幸	愛媛県警備業協会会長	
9	評 議 員	三原 英 人	愛媛県石油業協同組合理事長	
10	評 議 員	大西 周 一	愛媛県自動車整備振興会専務理事	
11	評 議 員	谷口 政 賀 津	愛媛県ハイヤー・タクシー協会専務理事	
12	評 議 員	松本 真 一	愛媛県バス協会専務理事	
13	評 議 員	藤井 一 磨	愛媛県レンタカー協会専務理事	

○（公財）愛媛県暴力追放推進センター規程第20号

公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程を次のとおり定める。

平成22年12月1日

公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター
理事長 麻生俊介

公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター（以下「センター」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行上の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

（費用）

第4条 センターは、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

（費用の支給方法）

第5条 費用は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（公表）

第6条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人愛媛県暴力追放推進センターの設立の登記の日から施行する。